

平成16年第1回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成16年3月18日(木曜日)

議事日程 第3号

平成16年3月18日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議会運営委員会経過報告
- 第2 議案第14号 藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について  
議案第15号 藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第3 議案第28号 平成16年度藤岡市一般会計予算  
議案第29号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算  
議案第30号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計予算  
議案第31号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算  
議案第32号 平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
議案第33号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計予算  
議案第34号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計予算  
議案第35号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算  
議案第36号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算  
議案第37号 平成16年度藤岡市水道事業会計予算
- 第4 議案第38号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第39号 平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助 役	関口 敏 君
収入 役	堀越 清 君	教 育 長	岡田 要 君
企 画 部 長	中易 昌司 君	総 務 部 長	齋藤 稔一 君
市民環境部長	塚越 正夫 君	健康福祉部長	宇留間 修次 君
経 済 部 長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	堀口 寿 君	教 育 部 長	金井 秀樹 君
監 査 委 員			
	水越 清 君		
事 務 局 長			

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	青柳 孝之	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	宮澤 正浩		
議 事 係 長			

午前10時12分開議

議長（松本啓太郎君） おはようございます。出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

#### 第1 議会運営委員会経過報告

議長（松本啓太郎君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは市長提出議案2件であります。この取り扱いについては、日程表にもありますように日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、議案第14号と議案第15号の2件について教務厚生常任委員会に付託されておりますので、付託議案の審査報告を委員長から報告願った後、質疑、討論、採決を願います。日程第3、議案第28号平成16年度一般会計予算外9特別会計予算は予算特別委員会に付託されておりますので、付託議案の審査報告を委員長から報告願った後、質疑を省略し、討論、採決を願います。次に、日程第4、議案第38号、日程第5、議案第39号については、単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（松本啓太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

#### 第2 議案第14号 藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について

議案第15号 藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（松本啓太郎君） 日程第2、議案第14号藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について、議案第15号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長冬木一俊君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 冬木一俊君登壇）

教務厚生常任委員会委員長（冬木一俊君） ご指名を受けましたので、去る3月3日の本会議におい

て教務厚生常任委員会に付託されました議案2件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は3月4日、市長、助役、教育長並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第14号藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について、ご報告申し上げます。この条例の廃止理由は、藤岡市郷土資料館は昭和52年に旧藤岡税務署の敷地と建物を借用し、開館しました。約5,000件の資料を収集し、貴重な郷土資料が保存されておりました。建物は築50年を経て老朽化が著しく、雨漏り等により資料の保管、管理に重大な支障を来しています。このたび埋蔵文化財収蔵庫等、資料の移転先も確保できる見通しが立ったことにより条例を廃止するものであります。

質疑の主なものを申し上げます。条例の第1条に郷土資料館の目的が規定されているが、条例を廃止した後、この目的をさらに継続していくため、これにかわる措置を考えているか、伺いたい。郷土資料館には民俗資料と考古資料の2通りを展示している。現在、暫定措置として考古資料については埋蔵文化財収蔵庫へ移し、民俗資料については文化財保護課の東側の倉庫に収蔵する。また、日野の小学校の空き舎へ一部を持っていくことも検討中とのことでした。

郷土資料館にある考古資料と民俗資料の合計件数は何件あり、その割合はどのくらいか、伺いたい。資料数が5,056件あり、割合は、民俗資料が7割、考古資料が3割とのことでした。

11市の中で民俗資料館的な施設を持っている市が何市あり、それと条例を制定している市が何市あるのか、伺いたい。11市のうちで7市が民俗資料館的な施設を持っており、残りの4市にはない。それぞれ条例に基づいて設置されているので、制定しているとのことでした。

博物館ができるまでの暫定措置として埋蔵文化財収蔵庫等を利用し、資料の展示をしていくということだが、この条例を廃止すると各資料を管理していく規定がなくなるが、このことについてどのように考えているか、伺いたい。資料の移転先の1つである埋蔵文化財収蔵庫は、埋蔵文化財センター国庫補助金を利用し、建設している。この補助金の趣旨では民俗資料を常設展示できないことから、設置条例として明確に位置づけることは現状では不可能であるとのことでした。

補助金の趣旨から民俗資料の常設展示はできないということだが、補助金を申請する段階、あるいは収蔵庫を建設する段階で展示できないことを承知していたのか、伺いたい。文化庁から考古資料についての展示は認められている。しかし、民俗資料の常設展示は認められていないため、今後県及び国と協議をし、進めていきたいとのことでした。

日野の「土と火の里」を利用して資料を展示するという考えはあるか、伺いたい。「土と火の里」の本館の2階部分に展示スペースはあるが、そこ以外の建物で空いているところはないので、想定はしていないとのことでした。

寄託資料の中に貴重品があって、過去に天災ではなく人災等で紛失してしまい、寄託者との間にトラブルが発生した事例はあるか、伺いたい。そのような事例はないとのことでした。

寄託、寄贈された貴重な展示品は厳重な管理をしていくとのことだが、管理体制をどのような方法で考えているか、伺いたい。資料台帳をきちんと整備し、1つ1つの資料の収蔵場所と現状をしっかりと管理していく体制を考えているとのことでした。

民俗資料を企画展示するということであれば、例規で管理規定を設けておく必要があると思うが、条例が廃止された後の対応はどのように考えているか、伺いたい。現行の文化財保護条例やそれに付随する規則等の中で管理に対する規定を明記し、厳重に管理していきたいとのことでした。

委員から次のような意見がありました。議案第14号藤岡市郷土資料館設置条例の廃止については、この条例を廃止しても郷土資料の管理、保存、展示等に支障がないことから、条例の廃止に向けて進めていただきたく、原案のとおり賛成したい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について、ご報告申し上げます。

この条例の制定理由は、市内の発掘調査で出土した出土品等を保護、保存し、これら資料の活用を図る展示や、それに必要な普及活動を行うため埋蔵文化財収蔵庫が建設され、本年7月にオープンを計画していることから、本条例を制定するものであります。

質疑の主なものを申し上げます。第4条第1号に展示に関する規定が明記されているが、年間どのくらいの割合で展示をしていく計画なのか、伺いたい。展示は常設展示と企画展示に分かれており、常設展示は一年じゅう行い、企画展示は年3回から4回行い、1回の企画展示の期間は1カ月を予定しているとのことでした。

第6条に収蔵庫を管理するため必要な職員を置くところがあるが、配置人数は何人なのか、また全員を正職員にするのか、嘱託員も配置するのか、伺いたい。配置職員は係長1名、係員2名の正職員3名で管理したいと考えているが、その配置が無理であれば、1名は嘱託員で想定しているとのことでした。

第9条にある資料の貸し付けとは、どの段階までの資料を考えているか、また規則等で範囲を盛り込む予定があるか、伺いたい。資料の貸し付けについては、今までも小学校・中学校の教材として、また各市町村の資料館・博物館等に貸し出しを行っており、収蔵庫

に保管してあるすべての出土遺物が対象になる。この中で、国や県の重要文化財については貸し出しの許可は国や県がそれぞれ行うので、市では規則に盛り込む必要がない。一般の貸し付けについては市が許可をするので、今までと同様に行うとのことでした。

観覧者の予想人数はどのくらいを見込んでいるか、伺いたい、郷土資料館の入館者数の推移が年間1,000名から1,300名であるので、その実績と同様に計画しているとのことでした。

観覧料の金額は設定されているが、併設されている学習室の使用料はどのようになっているのか、伺いたい。観覧料については特別の企画展示の場合に観覧料をいただき、常設展示や学習室の使用料については無料を計画しているとのことでした。

特別な企画展の場合には観覧料を徴収するということが、企画の内容・規模等によって金額の上限を幾らに設定するなど、料金の設定について伺いたい。観覧料については各市類似施設等の料金設定を参考に上限金額を設定し、一般1,000円、団体800円、大学・高校等の学校に通う方は半額を考えているとのことでした。

委員から次のような意見がありました。議案第15号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定については、管理する上での内容が整備されているので、制定に向けて進めていただきたく、原案のとおり賛成したい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案2件に対する審査の概要と結果についてご報告を終わります。

議長（松本啓太郎君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

議案第14号藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号藤岡市郷土資料館設置条例の廃止について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号藤岡市埋蔵文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

第3 議案第28号 平成16年度藤岡市一般会計予算

議案第29号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第30号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計予算

議案第31号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算

議案第32号 平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第33号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計予算

議案第34号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計予算

議案第35号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第36号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算

議案第37号 平成16年度藤岡市水道事業会計予算

議長(松本啓太郎君) 日程第3、議案第28号平成16年度藤岡市一般会計予算、議案第29号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第30号平成16年度藤

岡市老人保健特別会計予算、議案第31号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第32号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第33号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第34号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第35号平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第36号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算、議案第37号平成16年度藤岡市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。委員長坂本忠幸君の登壇を願います。

( 予算特別委員会委員長 坂本忠幸君登壇 )

予算特別委員会委員長(坂本忠幸君) ご指名を受けましたので、去る3月3日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第28号平成16年度藤岡市一般会計予算外9特別会計予算についての10議案に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

予算特別委員会は、3月3日の本会議において市長から提案理由の説明を受けた後、議員全員の構成をもって設置され、同日、本会議終了後、委員会を開催して正副委員長の互選を行い、互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に茂木光雄君が指名されたのであります。

議案審査につきましては3月9日と10日に市長、助役、収入役、教育長並びに担当部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。本委員会は議員全員の構成をもって設置されておりますので、審査結果のみを報告申し上げますので、ご了承願います。

議案第28号平成16年度藤岡市一般会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号平成16年度藤岡市老人保健特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



議案第 35 号平成 16 年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 36 号平成 16 年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 37 号平成 16 年度藤岡市水道事業会計予算について、収入支出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算特別委員会に付託されました議案第 28 号平成 16 年度藤岡市一般会計予算について外 9 特別会計予算に対する審査の結果について報告を終わりたいと思いますが、予算特別委員会の審査に当たり、市当局関係者におかれましては質疑に対し懇切丁寧なる答弁をいただき、円滑なる運営ができましたことを深く感謝申し上げまして報告を終わります。

議長（松本啓太郎君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。議案第 28 号から議案第 37 号までにつきましては、議員全員による審査を行いましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより議案第 28 号から議案第 37 号までに対する討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 28 号平成 16 年度藤岡市一般会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号平成 16 年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議案第30号平成16年度藤岡市老人保健特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号平成16年度藤岡市水道事業会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

第4 議案第38号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第4、議案第38号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） 議案第38号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

平成16年3月3日の本会議において、藤岡市公民館設置条例の一部改正が議決になりました。また、本日の本会議において藤岡市郷土資料館設置条例の廃止の議決をいただきました。それに伴い、藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中で「藤岡市中央公民館長」の名称があり、それを削除するものであります。

また、藤岡市郷土資料館設置条例の廃止により、藤岡市郷土資料館運営審議会委員の報酬を削るものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第38号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第38号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### 第5 議案第39号 平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)

議長(松本啓太郎君) 日程第5、議案第39号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第39号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、箱型プランコ事故による損害賠償請求事件に係る地方裁判所の判決が確定したことにより、所要の予算措置が必要となりましたので、第1条で示しましたとおり歳入歳出それぞれ7,467万7,000円を追加し、186億7,157万2,000円とするものであります。当初予算に比較しますと、今回の補正を含め2.3%の増となっております。

続きまして、事項別明細についてご説明申し上げます。

最初に、歳出では、第8款土木費、第4項都市計画費、第6目公共施設管理費の箱型プランコ事故賠償金及び訴訟業務委託料で7,467万7,000円を追加するものであります。

次に、今回の補正財源となります歳入では、第4款地方消費税交付金で5,374万6,000円を追加、第16款繰入金では財政調整基金繰入金で906万9,000円を減額、第18款諸収入、第5項雑入では箱型プランコ事故保険金3,000万円を追加するもの

であります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 今回のこの補正額について質問いたします。これは裁判の判決、また親御さんの心情を考えれば早急に賠償金を払わなければならないと考えますが、しかし、このままの状態を支払うわけにはいきませんので、4点ほど確認をさせていただきます。

1点目として、この判決の根拠とされた1月7日に收受したとされるこの通知、これは都市計画課で收受して、合議で管理公社に回ったことで間違いないか、お伺いいたします。それと、この通知の起案責任者、これはだれなのか、お伺いいたします。それと事務担当者、これもだれなのか、お伺いいたします。

2点目として、判決で藤岡市に対して過失が8割とされておりますが、これは藤岡市の過失、また管理義務違反なのか、あるいは職員に重大な過失があったのか、その点をお伺いいたします。

3点目として、保険金との関係ですが、これは3,000万円の保険金が出て、残りの4,467万7,000円、この賠償金を藤岡市が払うとされておりますが、これは職員に対して求償権を発する考えはあるのか、お伺いいたします。

4点目として、二度とこのようなことを起こさないような対策を当然考えていると思えますので、それをお示し願います。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） まず、判決の根拠となった関係ですけれども、この判決の根拠につきましては、まず事故の管理責任です。平成11年1月8日受付の、当時、建設省から県経由の通達があったにもかかわらず、当事故前に一切の手当てをせず放置しておいたことから当事故が発生したものであります。

この建設省からの通達は、前文として宮崎県高岡町で児童遊園地のゆりかご型ブランコにおいて児童の死亡事故が発生しているというものです。「このような事故があったので、公園の遊具管理の強化を図り、事故発生の防止及び安全な公園利用の確保に努められたい。さらに関係機関及び関係団体と連携して、公園施設の適正な利用について必要な措置を講じるように。」というものであります。この関係機関及び関係団体というもの、これは日本

公園施設業協会が平成9年時に既に、ブランコの底板と地面の間を35センチ確保するようと呼びかけているものであります。

そういうことから、これだけの重大事故が発生したのだから、現状ブランコの底板と地面の間が11センチしかなく危険な状態なので、そういった関係機関と連携をしてその基準、35センチに改善するか、ブランコを固定する、あるいは使用できないようにする等の措置をすべきであったものを何の処置もしなかったということは、公園管理者の義務違反であるということで、全体過失内の過失相殺8割の責任ということであります。

通達の関係ですけれども、当時、建設省から県を經由して藤岡市の都市計画課に届いています。それが、あのかきは公共施設管理公社というところに通達が、平成11年1月8日で受け付けております。

今後の予防対策の関係ですけれども、事故の直後、一時固定をして、4月に当箱ブランコ及び浅間公園、旭公園の同じブランコを撤去し、以前から設置してあった利用上の注意事項の看板に「遊具は正しく使いましょう」と追加記載しております。また、ほかの遊具のある公園等にも同様、追加記載をしております。そして、管理委託について、年1回はそのまま継続し、職員が月1回巡回点検をしております。そのほか市営住宅、保育園、幼稚園、地区管理公園の同様ブランコについても各管理者に通知、またはお願いをして撤去、あるいは固定をいたしました。

現在の注意看板に追加記載している「遊具は正しく使いましょう」についてでございますけれども、新しく別物で設置し、注意を呼びかけたいというふうに考えております。また、広報等にも掲載して事故の起きないように呼びかけていきたいというふうに考えております。

今後、職員においてもこういった事故が起きないように、気持ちを新たにして公園管理に当たります。特に遊具等の基準のチェックは徹底して管理したいと考えております。

なお、損害賠償保険についてでございますけれども、現在は限度額3,000万円でございますけれども、平成16年度からは1億円に変更いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 私は、この関係が裁判の判決ということで非常に重要な議案ということで、めったなことを言えませんので、弁護士のところへ行ってよく勉強してきたのですが、この関係、地方自治法第96条第1項第13号に記載されている、「法律上、その義務に属する損額賠償の額を定めることは議会の議決事項とされている。」ということで、地方公共団体の職員が善良な注意義務をもって事務を処理していれば、損害賠償という問題は発生しないと思われるということです。損害賠償をするということは異例なことであるから、「責

任の所在を明らかにするとともに、賠償額の適正を期するために議会の議決をすべきものとしている。」ということで、この地方自治法第96条第1項第13号に記載されているわけですが、「法律上、その義務に属する」ということは、国家賠償法の規定によって地方自治体が発生した損害賠償を負う場合と民法上の損害賠償義務、第415条、第709条、この2つがあるそうです。

その原因について、もとの場合に戻すということで、それは金額として戻すのか、いろいろな場合があるそうなのですが、私が見たこの民法は別として、国家賠償責任の関係でお話しさせていただきますが、国家賠償法の第2条に「公の营造物の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体はこれを賠償する責に任ず。また、この損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国または公共団体はこれに対して求償権を有する。」とされており、また、「その公務員に故意または重大な過失があったときは、その公務員に対して求償権を有する。」ということで、国家賠償法が定められております。

私は判決文の1つを見たのですが、建設省は同月の25日、「都市公園において事故の防止について」と題する公園管理者に対する安全管理の強化を促す趣旨の通知を発し、同通知は平成11年1月8日に被告にも到達している。したがって、仮に被告の管理義務違反に関する過失の有無を問題にするにしても、事件事故以前において被告は本件箱ブランコの危険性を十分認識し得たものである。しかるに被告は何ら安全対策を講ずることなく、本件箱ブランコをそのまま放置し続けたものであるため、その管理義務違反は明らかである。これが判決文です。「管理義務違反は明らかである。」とされており、

この関係で、私がいろいろ弁護士に聞いた中では、公権力の行使に当たるか、当たらないかということで、どちらなのかということなのですが、公権力の行使に当たるといことになると国家賠償法になるし、公権力の行使に当たらないといことは民法の規定になるそうなのですが、この職員などに重大な過失、これがないのか、あるのか、それによって、過失がないといことになれば職員に対して求償権は行使できませんけれども、過失があるといことになれば職員に対して求償権を請求できるわけなのですが、ですので、その点をはっきりさせていただきたいのですが、この求償権を発するか、発しないかによって、それによっては重過失がないとしても、逆に今度は懲戒処分ということが、地方公務員法第29条では懲戒処分ということが出てきますので、その点をはっきりさせていただきたいと思っております。

それと、先ほど聞いたのですが、この決裁の関係は都市計画課の方が受理しています。それで、公園の方が合議ということなので、都市計画課の方が起案責任者だと思われるのです。その都市計画課の方はどういう考え方をしているのか、その点と職員の関係、以上、

答弁をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをします。

先ほどの受付の関係でございますけれども、まず都市計画課で受付けた。当時、担当係長が斉藤、課長が水越で専決をしております。それから、公共施設管理公社では、係長が黒沢、次長が岡芹、局長が水沼ということで決裁をしております。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） お答えいたします。

議員指摘の求償権の問題でございますけれども、今回の事件につきましては国家賠償法第2条第1項に基づく請求があったと、当然、個人責任を追及する場合には同法の第2条第2項に基づかなければならない。この場合においては、同法第1条第2項の解釈の基準があります。この基準によると、「故意または重大な過失があったとき」というふうにされています。これを今回の事件に照らし合わせますと、職員の過失につきましては平成10年12月25日付の国から出された箱型ブランコに関する通知に基づき、安全性の確認等について処理すべきだったものを何ら処理しなかったという点にあるかというふうに思います。

これらの点に過失があったとしても、「重大な過失」という面につきましてはどうかということで、大変苦慮しまして、市役所の顧問弁護士に聞いたところが、その行為について「積極的な介入または同一すべき行為の存在」、こういうものがあつたときに「重大な過失」というふうに認められるというような見解でした。したがって、職員個人の行為の違法性に言及したときに、職員の過失につきましては「重大な過失」だとは言えないということで、求償権につきましては請求しないという方向でございます。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 私、先ほど判決文のコピーを読ませていただいたのですが、この判決文に「何ら安全対策を講ずることなく、本件ブランコをそのまま放置し続けたものであるので、その管理義務違反は明らかである。」とされているのです。そうすると、この判決文で「違反は明らかである。」と言っている、これに対して求償権も発生しない、それなら逆に発生しないならしないで、地方公務員法の第29条の処分という格好になりますけれども、この求償権が発生しないのなら処分をもっていくしかないと思っておりますが、この処分について、きちんとした処分、二度とこのようなことが起こらないような、また、逆に文書



の收受、合議にしても、だれがこの起案の責任者、事務担当者なのか、これはかなり細かく事務分類、また職務の機能から職務の権限、行使、責任、処理、かなり詳しく規則で定められています。

そうすると、ただ合議をしたから何も考えずに判を押していたのかということになりますから、これだけの重要なことが起きて、そんなことをいつまでも続けていたのではどうしようもないですから、だから、そのところをはっきりとさせていただいて、明確な答弁をしっかりとさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 助役。

助役（関口 敏君） 自席から答弁させていただきます。

私が藤岡市職員の分限処分、懲戒処分に関する審査委員長をしているということで、過日、検討いたしまして、個人責任についてはどうかということで、個人責任のうちに過失がどのくらいあるかというようなことで争点になりまして、先ほど申し上げましたとおり、今回の事件につきましては国家賠償法第2条第1項に基づく原告側の請求だったということで、先ほど個人については「故意または重大な過失」があった場合ということで、個人責任は求償権を含めて非常に薄いということを申し上げました。

もう一つは、事故発生後、平成14年4月末ですか、被害者が死亡している、こういう状態を見れば刑事訴追があってもいいのではないかと、そういう面で人が死んだ場合には過失致死傷ということで刑事訴追があったかどうか、ちょっとわからないですけれども、職員に聞くと警察からの取り調べはなかったというようなことから、恐らく刑事訴追はなかったのかというふうに思います。ということは、過失の所在がないとは言わないけれども、少なかったのではないかとこのように思います。

それと、同様な事件が全国にどこかないかということで調べたところが、平成14年4月4日に福井県の福井市で、同じようなブランコに乗っていて転落して挟まれて、これはもう即死状態だったらしいですけれども、死亡したというような事件がありました。これが昨年、平成15年に結審したということで、これらの職員の処分を見たところ、嚴重注意とか戒告というような処分でありました。それらを検討しまして、当時、事故発生時に管理業務に当たっていた藤岡市公共施設管理公社の職員は、要するに3人ばかり管理に当たっていた責任者がいたというような状況で、そのうち2名については既に退職をなさっている。現職として現在1名残っている、この職員に対して審査委員会では訓告という処分を決定しました。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 補正（第5号）についてなのですが、今、湯井議員の方からいろいろ質問があって、過失がどの部分にあったとか、あるいはこれに対する責任のとり方だとか、あるいは今後のこういった事故が起きないための措置等については湯井議員の方から質問があって答弁していただいて、おおむね理解はできましたけれども、まず過失があったということに対して、私はその明加ちゃんですか、この方に対して藤岡市が今、どういう気持ちでいるのか、それから、本来きちんと皆さんが仕事をしていただければこういった悲劇も防げただろうし、ある意味ではこの七千数百万円という予算の支出、いわゆる市民の税金を支出しなくてもよかったことですから、市民に対して、今、どういうふうに感じておられるのか、この2点だけちょっと伺います。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

亡くなった明加さんに対してどういう気持ちでいるかということでございます。まことに藤岡市の管理責任において亡くなられた明加さんに対しまして、深くお詫びを申し上げているところでございます。また、両親に対しても大変申しわけなく、この場をおかりしましてお詫びを申し上げる次第でございます。そういうことで、両親のご心情を考えると、これ以上争いを続けるということはよくないことだというふうに考えております。

あと、市民に対してでございますけれども、市民に対しましてもこのような大きな税金を使うということで、これに対しても本当に申しわけなく、深くお詫びを申し上げるというしかない状況でございます。そういうことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 今、佐藤議員ご指摘のことにつきまして、私も子供を持つ親の立場として非常にこういう事故というのは痛ましい、そしてまた明加さんの親の気持ちを考えると本当にいたたまれないという気持ちでいっぱいでございます。以前の事故ということでございますけれども、私も常にこういうことについて職員に注意喚起を促していきたいというふうに思います。また、きょう、もし仮にご決定いただけるならば、午後にでも明加さんのお墓にお参りに行ってきたいというふうに思っております。藤岡市の管理責任と明確に裁判所で提示されたわけでございます。そういう意味で、ご両親はじめご当人、明加さんのご霊前にしっかりお詫びを申し上げてきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 前議員の質問の中に今後の管理体制の質問がありましたけれども、看板等でよく注意を促すということなのですけれども、器具等に関する安全確認ですか、これをもう少し具体的に、年何回やっているとかということをお願いします。

もう1点、これは行政とは直接、責任関係はないかと思うのですけれども、各区に市の方でミニ公園という形で助成をして公園をつくらせているということもありますので、各区に対して、こういう確認作業というのはきちんとやっているのかどうか、この2点、お願いします。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 都市公園あるいはその他の公園についての管理体制ということでございます。年間管理を東洋スポーツというところに委託しております。これは年1回でございます。それにつきましては通常の点検ということで、サビあるいは壊れているところがあるかどうか、また腐っているところがあるかどうか、危険箇所があるかどうか、そういった点検で、日常点検のみについて委託しております。それと職員が月1回、毎月巡回して保守点検をしております。

それと、区長から申請のあった親子広場の制度でございます。この制度で現在17カ所の公園が設置されております。これは藤岡市が補助を出すということで、各区が事業主体で、補助金を出して建設したものでございます。そういうものにつきましても当時の状況から、各区にお願いして注意をしていただきました。また、保険にも入っていただきまして、現場を一緒に歩きまして、こういうことはこうふうにしましょうとか、そういうことで話し合いながら注意点検をお願いしてございます。

それと、先ほどちょっと話をしましたけれども、都市公園はもちろんですけれども、市営住宅関係、保育園関係、幼稚園関係、今、言った各区の公園、そういったものについてもすべて区長常任理事会を通じても遊具等の安全管理の徹底について説明し、それと直接17ある補助金を出したその区についても、先ほど言ったように保守点検をお願いし、保険に入ってくださいようお願いをしております。

最近ですけれども、平成16年3月3日から11日の間、延べ4日間について、区長立会いの上、保守点検のお願いを実施し、改善が必要な部分の改善指導、保険への加入、安全点検の指導と安全管理の徹底について資料を交付して依頼をいたしました。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今回のこの箱プランコの被害者に対しては、本当に心から哀悼の意を表し、

先ほど早目にこれを完結して賠償金を払わなければいけないということに関しては、私もそのように思います。その中で訴訟費用とか、こういった中での確認と、ちょっと二、三、市としての対応についてお伺いをしたいと思います。

まず、事故があった後に、4月8日に10万円並びに10月13日に50万円という見舞金がレジャー保険の方から払われているようではありますが、市としてお見舞いというもの考えたことがあったのかどうか。それと、一応保険金が3,000万円払われるということになっておりますけれども、この際の弁護士にかかる費用というものもそういった中に、当然見舞金というものが保険金から出る、弁護士費用もそういう中に含まれてくるのではないかという気がしていますけれども、この点について確認をしていただきたい。

それと、箱ブランコの製作者であります日都産業の立場と申しますが、責任と申しますが、そういった所在はどういう形で今後確認をしていくのかどうか。経過の説明の中では、一応日都産業の方への、こういう裁判について被害者からの請求がありましたという告知はその弁護士を通じてしているらしいのですけれども、その後の経過の説明がございません。

それと、この訴訟費用についてなのですが、これについても200万円が弁護士の方に払われるということで、ここに委託料がありますけれども、訴訟そのものの費用についてはどういう確定がされるのかどうか。また、これが当然保険の中で含まれてくるのではないかというふうに考えますけれども、その辺、1回目よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

事故当初、保険やから見舞金ということで10万円、それと50万円が支払われたわけでございます。これは保険の中から支払っていただいたわけでございます。藤岡市の対応としましては、当初、担当局長と次長がお見舞いに行きましているいろいろを話をし、責任を感じて謝ってきたわけでございます。その当時は被害者の親御さんとも話をしたということで、藤岡市に対していろいろと迷惑をかけたという話があったと、そういう形の中で、これは事故で仕方がなかったのかという感じでそのまま来たということでございます。いずれにしても大変申しわけないことをしたということで、謝ってきたということは聞いております。

それから、3,000万円の限度額であります保険でございますけれども、この弁護士の費用等も含まれているということでございます。全体額の中で3,000万円、市が負担するのが4,200万円程度ということの中に、全体の中に、判決の中に弁護士の費用も原告の費用も含まれております。

それと4番目に言った、藤岡市でお願いした高橋弁護士につきましても訴訟費用200万円ということでございますけれども、これにつきましても保険の中に含まれているのではないかとございまして、全体の中の200万円ということになります。それと、200万円の確認でございますけれども、ちょっとここに資料がないので、後で報告させていただきます。

それと、メーカー、日都産業の立場と責任ということでございまして、当初、和解の話し合いの段階で製造会社と管理会社に訴訟告知をして話し合いの中に入っていました。製造責任と管理責任についてそれ相応の負担を主張して、私どもも来たわけでございます。そういう過程でありながら、現状では、はっきりした証拠はないために責任を追及できない状況であります。今後、原告が製造会社及び管理会社を相手に製造物責任と管理責任の訴訟を起こして損害賠償を請求ということも考えられるわけでございますけれども、いろいろと現状の段階では証拠不十分で、自社製品であると認めていない状況でございます。

管理委託業者につきましても、東洋スポーツでございますけれども、和解の途中で訴訟告知も、これも追加でしたわけですが、判決文にありますように「両業者について、本件証拠上、これらの会社にいかなる注意義務違反が存するのか、必ずしも判然としない。」ということで、これは本件事件において提出された証拠に照らして事実関係を調査しても、不法行為を立証するに足りる証拠がないという今現在の状況でございます。

以上です。

議 長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） わかりました。

それで、その件については最終的に本人が亡くなるまでの、いわゆる医療費の問題ですけれども、これは国法でいけば第64条第1項になりますけれども、当然賠償義務が藤岡市に存在するということになりますと、亡くなるまでの医療費にはどういう対応をするのかどうか、この辺について伺って、私の質問を終わります。

議 長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをいたします。

亡くなるまでの医療費の関係ですけれども、判決で医療費の内訳もございまして。治療費として43万9,760円、入院雑費が38万2,200円、付き添い看護婦費用689万4,000円、以上が明加さんが亡くなるまでの医者に払った費用でございます。

議 長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

議 長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第39号平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第5号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査・調査の申し出の件

議 長（松本啓太郎君） 各常任委員長・議会運営委員長及び特別委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件につき委員会条例第41条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

閉会中継続審査・調査申出一覧表

委 印会 名	件	名
総務常任委員会	1. 市有財産の管理状況について 2. 行政財政の実態について 3. 市行政の総合計画について 4. 交通安全施設について 5. その他所管に関する事項について	
経済建設 常任委員会	1. 農業振興対策について 2. 中小企業振興対策について 3. 商業振興対策について 4. 観光施設の整備拡充について 5. 道路及び橋梁整備について 6. 公営住宅事業について 7. 下水道施設の整備拡充について 8. 上水道施設の整備拡充について 9. その他所管に関する事項について	
教務厚生 常任委員会	1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 市税の適正課税について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について 7. その他所管に関する事項について	
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について	

委 員 会 名

件

名

合 併 問 題 調 査 1 . 藤 岡 市 の 合 併 問 題 に 関 す る 事 項 に つ い て  
特 別 委 員 会

字 句 の 整 理 の 件

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項・字句・数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字等の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（松本啓太郎君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 平成16年第1回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会におきましては、平成16年度一般会計予算をはじめ多数の重要案件につきまして慎重審議いただき、心より感謝申し上げますところでございます。会期中、議員各位からいただきましたご意見、ご指摘につきましては、今後十分検討し、行政運営に反映してまいりたいと考えております。

現在、市町村合併をはじめ財政問題、少子・高齢社会への対応等、課題が山積しておりますが、より多くの市民が住んでいてよかったと思えるまちづくりを推進してまいりたいと思います。

今後とも議員各位の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議 長（松本啓太郎君） 以上をもちまして本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたし



ました。

これにて平成16年第1回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午前11時33分閉会